

第6節 税務課

〔総括概要〕

自立的な行財政運営を実現するうえで、自主財源である市税の重要性は非常に高く、常に厳正な税務行政の執行が求められることから、租税の原則に基づき、公平・明確な租税賦課業務に努めた。

具体的な取組みとして、市民税関係では、課税客体の適正把握のため、個人住民税未申告者に対する申告の催告等を実施した。また、より一層の税収確保に向けて、未申告法人の活動状況調査や申告指導を行った。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対する適正な賦課を行うため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、車両の現況調査等を通じて、課税客体の適正把握に努めた。

なお、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、所得が著しく減少した方等に対する減免措置を講じた。

資産税関係では、土地と家屋の税務通知書を電子データ化し、固定資産税システムに取り込むことにより、精度の向上と業務の効率化をすすめた。償却資産についてはe L T A Xの推進、新規事業者の捕捉及び申告書の送付、未申告事業者に対する催告等の申告指導を継続して行った。

税政係

1 調定額

(単位：千円)

税目	区分	本年度	前年度
市民税		9,674,678	9,863,116
軽自動車税		529,353	517,124
市たばこ税		1,138,161	1,069,014
鉱産税		3,756	3,294
入湯税		15,340	13,721
国民健康保険税		5,662,736	5,938,944
後期高齢者医療保険料		1,528,724	1,477,467
介護保険料		3,522,715	3,224,471

2 賦課状況

(1) 軽自動車税(4月1日現在)

(令和3年度課税状況調より)

車種	区分	総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		

原動機付自転車	50cc以下		4,861	38	—	4,823	9,646	
	51cc～90cc		497	1	—	496	992	
	91cc～125cc		963	13	—	950	2,280	
	ミニカー		111	—	—	111	411	
	小計		6,432	52	—	6,380	13,329	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	二輪車		2,055	—	1	2,054	7,394
		三輪車		1	—	—	1	5
	四輪車	乗用	営業用	3	—	—	3	17
			自家用	15,679	39	335	15,305	110,196
		貨物	営業用	83	—	1	82	246
			自家用	3,790	21	66	3,703	14,812
	新税率適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	7
			自家用	12,108	—	279	11,829	127,753
		貨物	営業用	149	—	—	149	566
			自家用	2,984	32	43	2,909	14,545
	重課適用分	乗用	営業用	4	—	—	4	33
			自家用	8,851	—	244	8,607	111,030
		貨物	営業用	44	—	—	44	198
			自家用	5,639	39	80	5,520	33,120
	75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	171	—	5	166	896
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	25%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
自家用			1,202	—	27	1,175	9,518	
貨物		営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	51	—	1	50	190	
小型特殊	農耕作業用		6,415	19	4	6,392	15,341	
	フォークリフト等		503	2	—	501	2,956	
小計		59,733	152	1,086	58,495	448,823		
二輪の小型自動車		2,910	19	—	2,891	17,346		
合計		69,075	223	1,086	67,766	479,498		

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
たばこ税	181,508,821	1,407,129	180,101,692	1,133,976,970
手持ち品	9,726,722	—	9,726,722	4,184,452
合 計	191,235,543	1,407,129	189,828,414	1,138,161,422

※令和3年10月1日にたばこ税の税率が引き上げられたことによる手持ち品課税。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	42,354	12,706,200	—	—
ドロマイト	229,397	91,758,800		
石灰石 第2類	959,765	239,941,250		
珪 石	73,410	36,705,040		
合 計	1,304,926	381,111,290	381,092	3,756,000

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	302,338	15,116,900
宿 泊	150	1,489	223,350
合 計		303,827	15,340,250

3 諸証明等の交付(栃木地域分)

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	22,500	479	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき300円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,970	1,257	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき300円 ・公簿等の写し 1枚につき300円
合 計	25,470	1,736	

市民税係

1 個人市民税賦課状況(7月1日現在)

(令和3年度課税状況調より)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位：千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額				
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡

所得金額		215,876,447	183,588,206	8,966,149	1,554,697	17,598,044	4,169,351
所得控除額	雑損	13,684	5,889	5,319	0	2,426	50
	医療費	1,299,552	742,652	89,632	48,838	344,930	73,500
	社会保険料	38,575,488	34,171,445	1,283,188	275,282	2,400,285	445,288
	小規模企業共済掛金	852,453	539,644	197,067	13,775	60,105	41,862
	生命保険料	2,684,140	2,328,467	106,013	19,326	200,283	30,051
	地震保険料	107,100	73,466	5,931	4,160	20,465	3,078
	障害者	631,940	424,660	34,660	9,380	145,280	17,960
	寡婦	137,020	80,860	3,900	780	48,100	3,380
	ひとり親	290,700	274,800	8,100	300	6,600	900
	勤労学生	1,560	1,560	—	—	—	—
	配偶者	4,647,510	3,089,990	130,160	19,150	1,351,560	56,650
	配偶者特別	1,072,540	877,520	36,200	4,200	144,850	9,770
	扶養	5,553,030	4,898,250	289,760	63,260	226,940	74,820
	同居特別障害者	129,950	100,970	9,200	2,070	14,720	2,990
	基礎	31,165,615	25,509,500	1,066,560	178,020	4,113,810	297,720
	計	87,162,282	73,119,673	3,265,690	638,541	9,080,354	1,058,019
課税標準額		133,693,263	110,468,533	5,700,459	916,156	8,517,690	8,090,425
税額	算出税額	7,871,036	6,625,694	341,926	54,953	510,671	337,792
	調整控除額	152,153	119,706	5,798	1,040	24,371	1,238
	配当控除額	6,440	2,391	16	6	2,984	1,043
	住宅借入金等特別税額控除	165,859	160,722	3,785	424	492	436
	寄附金税額控除	131,522	109,292	9,010	252	3,631	9,337
	外国税額控除	360	2	—	—	7	351
	税額調整額	1,105	824	147	0	134	—
	配当割額等控除額	11,141	1,082	45	45	1,733	8,236
	減免税額	54	54	—	—	—	—
	所得割額	7,402,427	6,231,621	323,125	53,211	477,319	317,151
	均等割額	286,318	225,106	11,018	1,929	48,265	—
	市民税額合計	7,688,745	6,456,727	334,143	55,140	525,584	317,151
市民税負担割合(%)		100	84.0	4.4	0.7	6.8	4.1
納税義務者数(人)		81,805	64,077	3,120	545	13,304	759
所得割人数(人)		72,706	59,442	2,508	415	9,582	759

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,113	2,343,540	1,191,226	39,670	35,697
10万円を超え 100万円以下	26,465	38,777,639	15,000,914	884,382	806,122
100 # 200 #	22,097	57,561,649	32,465,545	1,935,680	1,790,792
200 # 300 #	10,776	41,831,898	26,426,327	1,576,824	1,470,620
300 # 400 #	5,097	26,654,028	17,770,389	1,061,239	1,026,592
400 # 550 #	3,026	19,675,003	14,031,290	833,875	809,204
550 # 700 #	835	6,862,981	5,244,566	311,064	300,817
700 # 1,000 #	634	6,521,514	5,290,515	314,303	301,420
1,000万円を超える金額	663	15,648,195	16,272,491	913,999	861,163
合 計	72,706	215,876,447	133,693,263	7,871,036	7,402,427

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	41	21	47	4	11	32	15	1
1万円を超え 2万円以下	19	7	29	2	11	16	3	3
2 # 3 #	24	10	30	1	11	18	—	1
3 # 4 #	23	7	51	1	10	40	8	1
4 # 5 #	33	14	39	2	9	28	3	1
5 # 6 #	37	17	39	4	7	28	23	9
6 # 7 #	30	17	38	3	10	25	23	3
7 # 8 #	30	13	46	2	13	31	19	4
8 # 9 #	38	16	47	3	19	25	92	17
9 # 10 #	36	24	40	2	9	29	84	10
10 # 15 #	222	119	224	13	71	140	69	10
15 # 20 #	306	171	247	11	87	149	105	35
20 # 25 #	286	168	247	18	79	150	105	22
25 # 30 #	313	183	215	16	64	135	102	11
30 # 40 #	602	334	435	34	123	278	212	29
40 # 60 #	1,101	538	900	46	268	586	108	15
60 # 80 #	953	382	861	57	284	520	117	22
80 # 120 #	1,760	428	1,609	83	537	989	63	3
120 # 160 #	1,519	222	1,481	65	482	934	64	2
160 # 200 #	1,375	114	1,285	92	342	851	56	—
200万円を超える金額	4,938	186	6,265	357	1,430	4,478	28	2
合 計	13,686	2,991	14,175	816	3,877	9,482	1,299	201

2 法人市民税賦課状況（7月1日現在）

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,091
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	34
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	567
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	61
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	123
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	29
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	129
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	12
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	29
合 計			4,075

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 580,000円
- ・ 所得割 8.2/100
- ・ 均等割 32,300円
- ・ 平等割 23,800円
- ・ 課税内訳

区分	所得割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	15,549	35,004	22,028
退職世帯	0	0	0
合 計	15,549	35,004	22,028

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,074	3,470	2,550	12,094	510
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	6,074	3,470	2,550	12,094	510

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)

一般世帯	22,028	35,004	2,740,063,000	124,390	78,278
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	22,028	35,004	2,740,063,000	124,390	78,278

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	15,549	35,004	22,028
退職世帯	0	0	0
合計	15,549	35,004	22,028

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,074	3,470	2,550	12,094	469
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	6,074	3,470	2,550	12,094	469

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	22,028	35,004	869,321,300	39,464	24,834
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	22,028	35,004	869,321,300	39,464	24,834

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.4/100
- ・均等割 12,900円
- ・平等割 6,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	4,711	10,266	8,664
退職世帯	0	0	0

合 計	4,711	10,266	8,664
-----	-------	--------	-------

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,141	1,109	836	4,086	225
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	2,141	1,109	836	4,086	225

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	8,664	10,266	313,829,800	36,222	30,569
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	8,664	10,266	313,829,800	36,222	30,569

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	19,193	3,466,391,200
特別徴収対象世帯	5,844	456,822,900
合 計	25,037	3,923,214,100

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 640,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額(円)		
7割軽減	5割軽減	2割軽減
30,240	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(前年の所得金額-基礎控除額)×8.54%+43,200円	1,888	7,240
7割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}以下の被保険者は均等割額を7割軽減。	1,652	9,062
5割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(28.5万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を5割軽減。	404	3,099

2割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(52万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を2割軽減。	314	2,611
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割（加入した月から2年間）軽減。	(内250)	
合 計		4,258	22,012

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	4,258	436,003,100
特別徴収	22,012	1,054,044,000
合 計	26,270	1,490,047,100

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対象者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者 ・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	1,286	6,248	21,592
第2段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	348	3,473	28,790
第3段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	141	3,102	50,383
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	630	7,349	61,179
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	158	8,011	71,976
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	565	9,096	86,371
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え210万円未満の方	358	5,760	93,568
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上400万円未満の方	363	3,442	107,964
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	91	661	125,958

第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	45	236	143,952
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	22	124	161,946
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	12	75	179,940
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上の方	49	213	197,934
合 計		4,068	47,790	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	4,068	206,202,030
特別徴収対象者	47,790	3,253,955,390
合 計	51,858	3,460,157,420

資産税係

1 調定額 (単位：千円)

税目	区分	本年度	前年度
固定資産税		10,843,980	10,370,769
特別土地保有税		14,730	14,850
都市計画税		798,929	787,536

2 固定資産税評価状況 (令和3年1月1日現在)

(1) 土地

地 目		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田	一 般 田	54,793	77,411,241	8,811,318
	宅地介在田等	3,410	2,203,008	11,532,099
畑	一 般 畑	29,670	19,910,461	1,223,532
	宅地介在畑等	3,235	1,742,974	8,264,760
宅 地		145,321	40,306,910	440,977,194
鉱 泉 地		2	4	395
池 沼		272	139,731	5,325

山	林	21,582	52,747,945	2,375,325	
牧	場	13	6,751	317	
原	野	2,983	807,034	17,462	
雑	種	地	28,524	24,657,478	52,221,230
合	計	289,805	219,933,537	525,428,957	

3 固定資産税評価状況（令和3年1月1日現在）

(1) 木造家屋

種	類	棟	数（棟）	床	面	積（㎡）	決	定	価	格（千円）
専	用	住	宅	58,940	5,785,037	149,058,568				
共	同	住	宅・寄	972	234,819	9,050,525				
併	用	住	宅	3,702	400,602	5,858,579				
ホ	テ	ル・旅	館・料	140	7,036	79,772				
事	務	所・銀	行・店	1,730	126,674	3,064,845				
劇	場	・病	院	91	15,862	577,350				
工	場	・倉	庫	1,275	108,590	530,486				
土	蔵			1,860	90,586	115,174				
附	属	家		23,701	959,528	3,323,728				
合	計			92,411	7,728,734	171,659,027				

(2) 非木造家屋

種	類	棟	数（棟）	床	面	積（㎡）	決	定	価	格（千円）
事	務	所・店	舗	1,910	725,225	39,072,030				
百	貨	店・銀	行							
住	宅	・ア	パ	7,873	1,331,833	48,135,380				
病	院	・ホ	テ	137	130,156	11,248,277				
工	場	・倉	庫・市	6,130	2,814,108	70,604,019				
そ	の	他		10,186	638,371	5,125,852				
合	計			26,236	5,639,693	174,185,558				

(3) 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課税標準額
市長 しが た 価 も 格 の 等 を 決 定	構 築 物	26,173,392	25,415,031
	機 械 及 び 装 置	103,498,142	97,942,962
	船 舶	527	527
	航 空 機	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	1,135,749	1,117,083
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	15,680,334	15,448,766
	小 計	146,488,144	139,924,369
総務大臣が価格等を 決定し配分したもの	33,618,289	33,156,216	
県知事が価格等を 決定し配分したもの	-	-	
小 計	33,618,289	33,156,216	
合 計	180,106,433	173,080,585	